

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号							
許認可等の種類	適正計量管理事業所の指定	根拠条項	第127条						
審査基準	<p>○経済産業大臣又は都道府県知事は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。</p> <p>1 指定を受けようとする者は、適正計量管理事業所指定申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）に提出しなければならない。</p> <p>2 指定の基準</p> <p>一 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。</p> <p>二 その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。</p>								
	受付機関	暮らしの安全安心課	処理機関	暮らしの安全安心課	交付機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	10